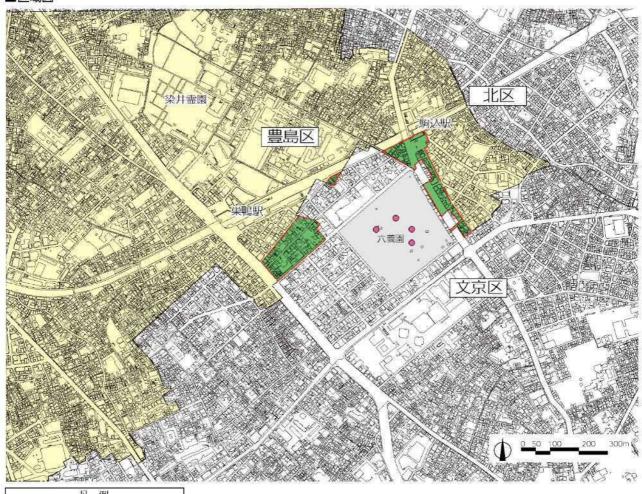
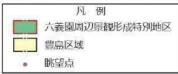
### 六義園周辺景観形成特別地区

#### <区域>

六義園周辺景観形成特別地区は、六義園の外周線から概ね100mから300mまでの区域とします。

#### ■区域図





#### <景観形成の目標>

●国際的な観光資源としてふさわしい、庭園からの眺望 景観を保全し、歴史的・文化的景観を次世代に継承し ます。

#### <景観形成の方針(景観法第8条第3項関係)>

- ●庭園内からの眺望を阻害しない周辺景観の誘導
- ●屋外広告物の規制による景観保全

#### ■六義園



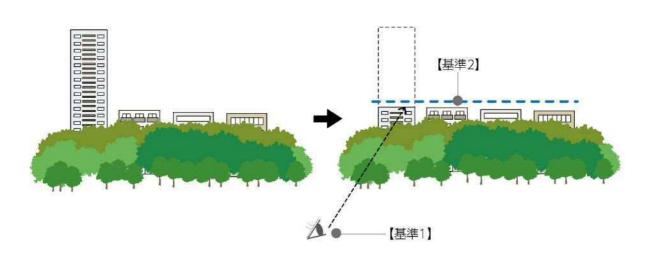
画像提供:公益則団法人東京都公園協会

## 配置

基準	ポイントと取り組み例
1. 隣地間隔や隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の 開放感を阻害しないようにする。また、周辺の街並み に配慮した配置とする。	
2. 敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構 や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした 建築物の配置とする。	

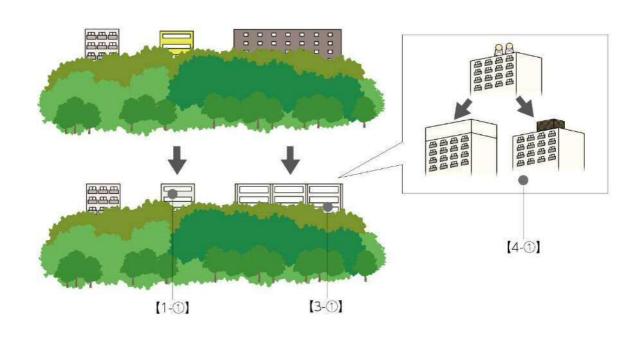
# 高さ・規模

基準	ポイントと取り組み例
1. 庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。	
2. 庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画する。	



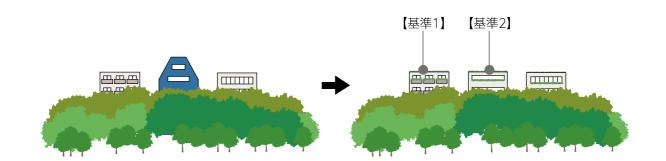
### 形態・意匠・色彩

基準	ポイントと取り組み例
1. 色彩は、「色彩基準(六義園周辺景観形成特別地区)」 に適合するとともに、周辺景観と調和を図る。 →P64(第2章 4 色彩の基準(4)景観形成特別地 区の色彩基準)参照	【1-①】庭園からの眺望を阻害しないように、低明度、低彩度で落ち着いた色を選択する。
2. 建築物全体及び隣接する建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。	【2-①】庭園内より、樹木を超えて見える部分は、 周辺の建築物と外壁の色やバルコニーの デザイン等を調和させる。
3. 長大な壁面を生じさせないようにし、壁面を分割するなど、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにする。	【3-①】開口部やスリットなどで壁面を分節する。
4. 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体と調和を図り、庭園からの眺望を阻害しないものとする。	【4-①】屋上の設備は、庭園から見えないように ルーバーで覆う。
5. 建築物の外装材は、反射素材などの庭園からの眺望を 阻害する素材の使用は避ける。屋根、屋上に設備があ る場合、庭園側に露出させないようにする。	【5-①】ガラス面を大きく使用する場合は、表面が光を反射しない素材を選定する。
6. バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図る。	
7. 窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない。	



### 屋根・屋上

基準	ポイントと取り組み例
1. 屋上や壁面を緑化し、みどりの創出に積極的に寄与する。	
2. 突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする。	



### 公開空地・外構・緑化等

基準	ポイントと取り組み例
1. 夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けない。	
2. 敷地外周部は緑化を図り、庭園のみどりとの連続性を 確保し、潤いのある空間を創出する。	
3. 緑化にあたっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定する。	
4. 対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪 影響を及ぼさないようにする。	